平成２８年（フ）第４７９号
福岡市西区姪の浜２丁目21番16―301号
債務者　木下カオル
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４８７号
福岡市博多区吉塚２丁目６番26―101号
債務者　岡　みゆき
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９２号
福岡市南区大橋１丁目13番13号
債務者　浮嶋　昌子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３２号
福岡県糸島市加布里78番地７
債務者　原田　尊志
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６９号
東京都八王子市東浅川町756番地１
債務者　峯尾　一夫
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６４号
東京都あきる野市二宮2320番地６アドヴァンスⅣ102号
債務者　竹内　静香
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９５号
横浜市金沢区並木１―１―５―304、住民票上の住所横浜市港南区野庭町619番地　野庭団地１棟1910号　増田方
債務者　岡野　澄恵
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２５号
横浜市港北区錦が丘31番20号　和光荘202号
債務者　葛西　　忠
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２６号
横浜市港北区錦が丘31番20号　和光荘202号
債務者　葛西　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４３号
横浜市鶴見区小野町10番地　内藤荘２―Ａ
債務者　伊藤　宜史
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０１号
東京都日野市高幡864番地の11高幡団地市営住宅２―205
債務者　小関　育子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４８３号
横浜市神奈川区六角橋３丁目19番10号　ミヨシビル205号
債務者　瀧澤美和子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８４号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台14番７―304号
債務者　上遠野玲子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８号
東京都日野市三沢362番地の２小澄荘Ｂ―101
債務者　増岡　敏晴
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１１号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘１番地　レジデンス高岡、住民票上の住所愛知県豊田市上野町８丁目166番地11
債務者　山本　幸司
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２２３号
大阪府吹田市山田西４丁目４番14―1008号
債務者　砂川　昌徳
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部